令和6年第2回庄原市議会定例会

所管事務調查報告書

令和6年3月21日 広島県庄原市議会 教育民生常任委員会

目 次

生活交通について

1.	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 1
2.	調査経過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 1
3.	聞き取り調査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 1
4.	総括	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	Р. Э

生活交通について

1. はじめに

本市を取り巻く地域公共交通の課題として、市民の生活を支えることのできる生活交通の確保、 地域公共交通の持続可能性の向上が挙げられる。本市に安心して住み続けられ、公共交通で本市を 訪れたいと思うような交通サービスを実現することが求められている。

JR 芸備線・木次線の利用促進に向けた新たな施策展開や芸備線再構築協議会への対応、更には地域公共交通機能の維持など、直面する重要課題の解決等に向けた取り組みを強化するため、令和5年3月に「庄原市地域公共交通計画 地域別実施計画」(令和4~7年度)を策定するとともに、令和5年度、生活福祉部に「地域交通課 地域交通係」を新設された。

地域別実施計画の目的として、本市の交通政策のマスタープランである庄原市地域公共交通計画を補完する計画として、持続可能な生活交通の実現を目指す視点から、地域別の公共交通の課題等を取りまとめ、地域の実情に応じた取り組み方針を定めた地域別実施計画を策定し、各地域における具体的な取り組みを進めることとしている。

当委員会では本市の地域別実施計画の取り組み状況について担当課の聞き取り調査を行った。

2. 調查経過

開催日	内 容	
令和5年6月28日	所管事務調査項目設定	
△fn = 左 11 日 97 日	担当課聞き取り(JR 芸備線の再構築協議会の組織に関す	_
令和5年11月27日	る意見聴取への回答について) 別紙 資料1	_
令和6年2月22日	担当課聞き取り(庄原市地域公共交通計画 『地域別実施	拉
 	計画』の取り組み状況) 別紙 資料 2	2

- 3. 聞き取り調査(庄原市地域公共交通計画地域別実施計画の取り組み状況について)
- (1) 開催日 令和6年2月22日(木)
- (2) 出席者 五島 誠 前田智永 赤木忠徳 横路政之 宇江田豊彦 藤木百合子
- (3) 説明者 生活福祉部長 地域交通課長
- (4)概要 令和5年3月に策定された「庄原市地域公共交通計画 地域別実施計画」の取り 組み状況について、担当課より説明を受けた。

(5) 主な質疑(要約)

O	/	T. OKW	(女//3)	
		質	問	

庄原は、市内へ行くのに、いろいろな形で行けるような見方をされているが、実留地域はそういう交通網ができていないのではないかという意見がある。実際のところはどうなのか。

現状、実留地域は、路線バス三良坂線の運行と、地域生活バス 実留線が運行している。便数が限られており、毎日運行ではない という課題もある。

回答

自治振興区含めた地域の方に課題の聞き取りをし、改善出来る ことがあれば改善をしていき、利用増進、利便性の向上を図って いきたい。

総領のこまわりくんは トンネル(地域境)を越 えられない。庄原に行き たいという声もあるが、 法律上、不可能なのか。 自家用有償運送こまわりくんは、地域内にバス、タクシーの営業所がなく、自治振興区が法人格を設けている。

道路運送法上、現状は難しいが、昨今、道路交通法の自家用有 償運送の規定を緩和するような動きも出ているので、どういった 取り組みが可能になるか考えてまいりたい。

生活バスに児童生徒が 一緒に乗る方向性はある のか。 一般の方と児童生徒が同乗する、いわゆる混乗については、学校行事による運行時間の変更や、児童の自宅位置による運行経路が度々変更される可能性があり、臨機応変に対応しなければならない。

今回の計画では、スクールバスと一般の統合は難しいという判断をしたが、今後、課題を把握しながら、取り組みを考えていきたい。

令和7年までの地域別 実施計画ということで、 半分の2年が経過する。

今後の課題、見通し、 これまでの検証としての 目標値等の進捗状況など について伺う。 今回の地域別実施計画において、デマンド交通(MaaS)※の取り組みは大きかった。また、来年度から開始する西城の廃止代替バスの予約運行も大きなきっかけになると考える。他の地域においても、まだまだ利便性の向上を図っていける課題等々がある。残り2年間、目標数値等々を達成していないところもあるので、各地域で着実な取り組みを進め、成果を出していきたい。

財政支出の部分については、何とか目標値に近いところで維持 はしているが、今後の状況を慎重に判断していく必要があると考 える。

※デマンド交通 (MaaS) とは、予約する利用者に応じて定められたエリア内を運行する方式

4. 総括

地域別実施計画の取組状況等を伺った中で、地図上でのカバー率と実際の充足率や市民の満足度とは乖離がある現状ではあるが、本計画の策定、取り組みを実施する中で、地域的にも、年齢的にも差がある状況にあると認識した上で、地域の実情に合わせて、きめ細やかな取り組みを実施され、具体的には、デマンド交通(MaaS)の本運行、JR芸備線利用促進の取組等、一定程度の効果や進捗を感じたところである。

一方で、目標値の在り方については、通勤・通学等毎日利用、買い物・病院等週2日程度利用のような、利便性が低い現状にある地域でもカバーが実現出来るよう一定程度の基準の必要性も感じている。市民ニーズに合わせて最低限の交通手段を確保すること、JR芸備線との接続可能なダイヤ改正等々、今後の本市の地域交通の在り方として検証や見直しを重ね、自治振興区、交通事業者等からしっかりと市民の声等を吸い上げ、より使いやすく、より効率的に、より限られた資源の中で運行できる地域交通を確立していかなければならない。

昨年度の教育民生常任委員会所管事務調査報告書の中でも、まちづくりの観点から生活交通全般を考える必要性について述べられ、今年度どういった調査及び提言にしていけばいいか思案して参ったが、今後はさらに広い視点、手法により調査、議論を進めていく必要性を強く感じたところである。また、JR芸備線の再構築協議会の議論もはじまる。議会として今後も引き続き進捗を追っていく事のみならず、生活交通も含めたまちづくりの議論をさらに進めていく事を提言し、所管事務調査報告とする。

教育民生常任委員会資料 令和5年11月27日 生活福祉部地域交通課

JR芸備線における再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答について

1. 趣旨

西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR西日本」という。)は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「地域交通法」という。)に基づき、国にJR芸備線の備中神代駅から備後庄原駅までを対象とする再構築協議会の組織に関する要請を行ったところである。

これに伴い、国土交通省中国運輸局(以下、「運輸局」という。)が、要請区間の2県2市(岡山県・広島県・新見市・庄原市)に通知した再構築協議会の組織に関する意見聴取への本市の回答について報告する。

2. 経過

令和3年 6月 8日	JR西日本が2県2市(岡山県、広島県、新見市、庄原市)に対して「芸備
	線沿線の地域公共交通計画に関する申入れ」を通知
8月 5日	2県2市及びJR西日本で「芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関
	する検討会議」を開催(以降、計6回開催)
令和4年 2月14日	国土交通省が「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関す
	る検討会」(以下、「国の検討会」という。)を開催(以降、計5回開催)
4月11日	JR西日本が輸送密度 2,000 人未満の 17 路線 30 区間の収支率等を開示
7月25日	国の検討会が国土交通省へ「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄
	道の在り方に関する提言」を提出
令和5年2月1日	広島・岡山県の主催による「JR芸備線の状況等に関するヒアリング」を開
	催(以降、計3回開催)
4月21日	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」
	が可決、成立(地域交通法外7法律)
10月1日	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の
	施行
10月3日	JR西日本は、国土交通省に「再構築協議会の組織に関する要請」を提出
10月13日	運輸局は、要請区間の自治体に対し「再構築協議会の組織に関する意見聴取
	の実施について」を通知
11月2日	2県2市は、運輸局に対し、上記の意見聴取に係る回答期限の変更を依頼
	(理由)制度内容の確認や、2県2市における意向確認に時間を要しており、
	意見聴取の回答文書の作成が未了であるため
11月6日	運輸局は、要請区間の2県2市に対し「再構築協議会の組織に関する意見提
	出期限の変更について」を通知(変更後の期限:令和5年11月27日)

3. 概要

(1) 再構築協議会について *「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」抜粋

- 一部のローカル鉄道においては、人口減少や少子化、自家用自動車の普及等により、輸送人員が大幅に減少し、大量輸送機関としての鉄道の特性が十分に発揮できていない状況にあり早急な改善が求められる場合など、国が関与することが特に必要であると認められる場合には、地方公共団体又は鉄道事業者の要請に基づき、国において再構築協議会を組織する。
- 再構築協議会の組織の対象となる区間
 - ①2以上の都道府県にわたる鉄道網等を形成する全部または一部の区間。
 - ②輸送密度が 4,000 人未満の区間であるか否かを目安として、当面、輸送密度 1,000 人未満の区間を中心に、早急な改善を求められる区間を優先。

- 再構築協議会は、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず、具体的なファクトとデータに 基づき、鉄道輸送の維持・高度化またはバス等への転換、いずれかの再構築方針を作成する。
- 再構築方針の作成に向けて、交通手段再構築(鉄道輸送の維持・高度化またはバス等への転換) の方策案の有効性を検証するための実証事業を行うことができる。
- 協議開始から3年以内を一つの目安とする合理的な期限内に、再構築方針を作成するべきであるが、期限内に結論が出ない場合でも、真摯な協議が行われている場合は、協議を打ち切ること なく丁寧な合意形成に努めることとし、合意のない再構築方針は作成しない。

(2)「再構築協議会の組織に関する要請」(JR西日本⇒国土交通省)の内容について

① 根拠

地域交通法第29条の3第1項に基づく要請

② 要請する路線

JR芸備線

- ③ 要請する路線の運行の状況
 - ・ 普通列車のみ運行
 - ・ 優等列車及び貨物列車の設定なし
- ④ 要請する区間

備中神代駅(岡山県新見市)~備後庄原駅(広島県庄原市)

- ⑤ 要請理由(概要)
 - ・ 芸備線は、人口減少や少子高齢化に加え、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展等、環境の大きな変化とともに、利用者は大きく減少している。
 - ・ 特に、備中神代駅から備後庄原駅間は、将来の地域のまちづくり計画と移動ニーズに適 した持続可能な交通体系の実現に向けて、議論することが必要であるため。

【参考】地域交通法第29条の3 第1項(設置要請)

地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の区域にわたるもの又は一の都道府県の区域内にのみ存する路線で他の路線と接続して二以上の都道府県の区域にわたる鉄道網を形成するものとして国土交通大臣が定めるものの全部又は一部の区間であって、当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針(以下「再構築方針」という。)の作成に関し必要な協議を行うための協議会(以下「再構築協議会」という。)を組織するよう要請することができる。

(3)運輸局「再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施について」の内容について

① 根枷

地域交通法第29条の3第4項に基づく意見聴取

② 対象自治体

岡山県、広島県、新見市、庄原市

- ③ 内容
 - 1) 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針二3の協議会その他協議会(以下「活性化協議会等」)において協議を行うか、再構築協議会での協議に参加するかの別
 - 2) 活性化協議会等で協議する場合はその理由
 - 3) 地域交通法第29条の3第5項第4号又は第6号の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由
 - 4) その他再構築協議会の組織等に関する意見
- ④ 回答期限

令和5年11月27日(月)

【参考】地域交通法第29条の3 第4項(意見聴取)及び第5項(構成員)

- 4 国土交通大臣は、前項の規定により再構築協議会を組織するときは、あらかじめ、第一項の規定による要請に係る区間をその区域に含む地方公共団体(当該要請をしたものを除く。)の意見を聴かなければならない
- 5 再構築協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 特定区間をその区域に含む地方公共団体
 - 三 特定区間に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者
 - 四 関係する公共交通事業者等、道路管理者その他次条第一項に規定する交通手段再構築実証事業 又は再構築方針に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 五 関係する公安委員会
 - 六 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の国土交通大臣が必要と認める者

4. 運輸局の意見聴取への回答について

(1)活性化協議会等で協議を行うか、または再構築協議会に参加するかの別

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき要請があれば、再構築協議会での協議に参加する。

【参考】地域交通法第29条の3 第6項(通知)及び第7項(参加応諾義務)

- 6 国土交通大臣は、再構築協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号から第四号までに 掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- (2)活性化協議会等で協議する場合はその理由

該当なし

(3)地域交通法第29条の3第5項第4号又は第6号の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由

なし

(4) その他再構築協議会の組織等に関する意見

- ・ ローカル鉄道に関する議論は、路線の一部区間を対象として議論を行うのではなく、広域移動のほか、沿線地域のまちづくりや観光を含めた地域活性化など、様々な観点からネットワーク全体で議論が行われる枠組となることが望ましいと考える。
- ・ JRの広域ネットワークは、内部補助により採算が確保できるよう制度設計された国鉄改革 の経緯や、路線の適切な維持を求めた大臣指針を踏まえ、国の交通政策の根幹に関わる問題で あることから、まずは、国において、鉄道の広域ネットワークの方向性をはじめ、内部補助や 鉄道の特性の考え方を示していただきたい。

5. 今後の予定について

運輸局が、各自治体の意見を踏まえた再構築協議会の設置に関する事前説明を関係者に行い、再構築協議会の設置を決定し、協議事項を通知した後、第1回再構築協議会が開催される。

生活交通について~庄原市地域公共交通計画『地域別実施計画』の取組状況~

1. 計画の目的

本市では、令和3年5月に「地域公共交通は地域の基本的な社会基盤である」との視点から、地域 や利用者の特性に応じた生活交通ネットワークの形成に加え、持続可能性のある地域旅客運送サービ スの確保を目的とする庄原市地域公共交通計画(令和3~7年度)を策定しました。

また、令和5年3月には、持続可能な生活交通の実現をめざす視点から、地域別の公共交通の課題等をとりまとめ、地域の実状に応じた取組方針を定めた地域別実施計画(令和4~7年度)を策定し、各地域における具体的な取り組みを進めています。

2. 地域公共交通の主な課題

- (1) 市民の生活を支えることのできる生活交通の確保
 - ・交通手段が無いために、外出できない人が増加
 - ・遠距離通学に対応するスクールバス等の確保が必要
 - ・日常の買い物や通院の行先が、地域外の方が多い地域がある
- (2) 地域公共交通の持続可能性の向上
 - 生活交通の維持に係る行政負担が増加傾向
 - ・公共交通の担い手不足が深刻化
 - ・地域ごとに輸送資源の種類や量に差異
- (3) 多様な主体が連携し、自ら地域公共交通を守り育む意識の醸成
 - ・多様な主体の連携による取組の推進
 - データに基づくマネジメントの広がり
 - ・地域で移動手段を確保する取組の広がり
- (4) 地域公共交通による"交流"と"楽しさ"のあるまちづくり
 - ・外出機会を増やし、健康増進・介護予防へ
 - ・地域公共交通による交流人口拡大と観光振興への期待

3. 庄原市の公共交通施策の方向性

庄原市地域公共交通計画では、交通に関係する多様な主体が連携し「庄原市に安心して住み続けられ、また公共交通で庄原市を訪れたい」と思うような交通サービスを実現するため、次の基本理念、 基本目標等を定めています。

【基本理念】

生活を支え、交流を楽しみ、みんなで育む 持続可能な地域公共交通の実現

【基本目標】

- (1) 移動ニーズに対応した日常生活に必要な交通を確保
- (2) 限られた資源を活用し、持続可能な地域公共交通体系を構築
- (3) 多様な主体が連携し、自ら地域公共交通を守り育む意識を醸成
- (4) 地域公共交通をツールとした"交流"と"楽しさ"を創出

【目標値・評価指標】

- ・生活交通の人口カバー率 95%以上
- ・市内を運行する公共交通の利用者数 340,000 人以上/年(令和4年度: 272,923人)
- ・生活交通に係る市の財政支出額合計 2億4,700万円以下(令和4年度:2億5,700万円)

4. 路線の見直し基準

庄原市地域公共交通計画では、通学、通院、通勤、買い物等、日常生活に必要な生活交通を維持するとともに、効率的・効果的な地域公共交通とするため、利用者数や収益性が「見直し基準」に該当する路線については、各地域及び交通事業者とともに路線の見直しを検討することとしています。

(1) 路線バス

	「庄原市バス運行対策補助金交付要綱」で規定する第2種生活交通路線及び							
対象路線	生活交通路線格上げ等補助金交付対象路線							
	*ただし、第1種生活交通路線を除く							
見直し基準	経常収益率が30%未満 または、平均乗車密度*が2.0人未満							
兄但し奉年	*1便あたりのバスに乗った乗客数を全線で平均したもの							

(2) 市運行生活交通路線

対象路線	市が直接運行、または運行を依頼・委託する市運行生活交通路線(市営バス、
刈豕始称	廃止代替等バス、地域生活バス、市街地循環バス)
見直し基準	経常収益率が 20%未満 または、1 便あたり平均利用人数が 2.0 人未満

(3) 運行実績による見直し対象系統数(令和4年度)

地域別 (路線バスを除く)

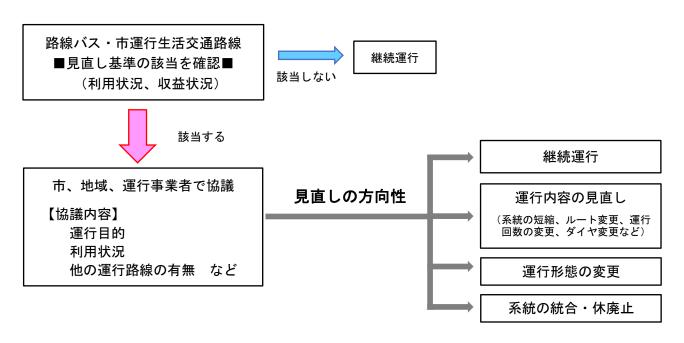
地域	種別	系統数	うち見直し 対象	割合
庄原	市街地循環バス、地域 生活バス、市営バス	10	9	90.0%
西城	廃止代替等バス	17	4	23.5%
東城	廃止代替等バス、市街 地循環バス	6	2	33.3%
口和	乗合タクシー (定路線)	1	1	100.0%
高野	廃止代替等バス	3	3	100.0%
比和	市営バス	15	8	53.3%
総領	市営バス	9	7	77.8%
	合 計	61	34	55. 7%

種別内訳

種別	系統数	うち見直し 対象	割合	
路線バス	28	12	42.9%	
廃止代替等バス	24	7	29.2%	
市営バス	26	16	61.5%	
市街地循環バス	3	3	100.0%	
地域生活バス	7	7	100.0%	
乗合タクシー (定路線)	1	1	100.0%	
合 計	89	46	51.7%	
※予約乗合タクシーは見直し基準の対象外				

5. 各路線の見直しの方向性

見直し基準に該当する路線については、運行目的や利用者の状況を踏まえ、路線沿線の地域や運行事業者と利便性が高く効率的な運行形態に向け、継続運行、系統の短縮、運行ルートの変更、運行回数の変更、運行ダイヤの変更、運行形態の変更、系統の統合又は休廃止など、見直しの方向性を検討します。



6. 地域別実施計画の取組状況

(1) 全域

主な課題

- ・バス停から離れた地域で、利便性の高い交通体系の確保に向けた検討が必要
- ・各地域(庄原を除く)から庄原地域・三次方面への移動需要の対応(乗継改善)
- ・生活交通や市民タクシーの利便性向上(運行形態の整理)
- ・JR芸備線・高速バスと路線バス・生活交通の接続向上

① 地域公共交通の役割分担や再編検討や新たな運行形態の導入

- ・地域の関係者や交通事業者と路線バス・生活交通・市民タクシーの役割分担や再 編について協議・検討
- ・予約による不定期運行など、利用状況に合わせた運行形態の検討
- ・MaaSモデル運行事業の実施

取組方針

・先進事例の視察等を行い、新たな交通手段の検討・導入

② 運行経路やダイヤ改善等

- ・市街地循環バス(ひまわり、お通り)の運行経路や乗降場所、ダイヤの見直し及 び車両の小型化
- ・庄原地域や三次方面への路線バスと地域内バス等の接続を考慮したダイヤを検討
- JR芸備線や高速バスのダイヤと接続を考慮した、路線バスなどのダイヤを検討

(2) 庄原地域

・中心部の回遊性確保

主な課題

- ・郊外から中心部への移動手段の確保
- ・JR芸備線と路線バスの乗継時間短縮による利便性の向上

(1)地域生活バス、市民タクシーの見直し

- ・地域生活バス(定時定路線)の予約運行化など、利用状況に合わせた運行形態の検討
- ・路線バス、生活交通(地域生活バス、市民タクシー)の役割分担の検討

取組方針

(2)ひまわりバスの運用改善

・ひまわりバスの運行経路の見直し、更新時の小型化

(3)JR 芸備線・高速バスとの連携

・JR芸備線や高速バスのダイヤと接続を考慮した、路線バスなどのダイヤを検討

取組状況

- ・高速バスとの接続を考慮した、路線バス(三城線)のダイヤ見直し ⇒土日祝ダイヤの全便(5 便)で、広島方面の発着時間に接続可能(R5.7.18~)
- ・ひまわりバスの運行経路の変更について交通事業者と協議

(3) 西城地域

主な課題

- ・郊外から西城中心部への移動手段の確保
- ・市外、地域外への移動需要への対応(JR芸備線・路線バスへの接続向上)

(1)廃止代替等バスの路線不定期運行、区域運行化の検討

取組方針

・予約による不定期運行など、利用状況に合わせた運行形態の検討

(2)JR 芸備線・木次線とバスの接続

- ・JR芸備線・木次線との接続を考慮した、路線バスや廃止代替等バス等のダイヤを検討
- ・廃止代替等バス(油木線)の運行を西城紫水高校まで延伸(R5.4.1~)
- ・廃止代替等バス(道後山線)の冬期期間における西城紫水高校までの延伸(R5.12.1~ R6.3.31)

取組状況

- ・高速バスとの接続を考慮した、路線バス(三城線)のダイヤ見直し ⇒土日祝ダイヤの全便(5 便)で、広島方面の発着時間に接続可能(R5.7.18~)
- ・利用が少ない時間帯の廃止代替等バスを予約運行にするなど運行形態の見直し ⇒令和6年4月1日からの予約運行開始に向け、地域・事業者と協議・調整中

(4) 東城地域

主な課題

- ・郊外から東城中心部への移動手段の確保
- ・市外、地域外への移動需要への対応(JR芸備線・高速バスへの接続向上)

(1)廃止代替等バス、市民タクシー等の見直し検討

- ・路線バス、廃止代替等バス、市街地循環バス、市民タクシーの役割分担、再編を検討
- ・廃止代替等バスや市街地循環バスの経路変更や運行ダイヤの変更を検討
- ・予約による不定期運行など、利用状況に合わせた運行形態の検討

取組方針

(2)JR 芸備線・高速バスとの連携

- ・JR芸備線との接続を考慮した、路線バスや廃止代替等バスのダイヤを検討
- (3)デマンド交通 (MaaS) の実施
- ・MaaS運行事業の実施

取組状況

- ・お通りバスの小型化 ⇒29 人乗り→14 人乗り
- ・帝釈・新坂エリアでMaaS運行モデル事業を実施 ⇒令和6年度から本格運行

(5)口和地域

(-) · ·	
ナル細順	・郊外から口和中心部への移動手段の確保
主な課題	・市外、地域外への移動需要への対応(乗継改善)

取組方針	(1)定時定路線運行と予約乗合タクシーの見直し検討 ・定時定路運行と予約乗合タクシーの運行内容の見直しを検討 (2)庄原・三次方面への移動手段の検討 ・路線バスと地域内のバスや予約乗合タクシーの接続を考慮したダイヤを検討
取組状況	・定時定路運行の運行経路について、交通事業者と協議

(6) 高野地域

主な課題	・郊外から高野中心部への移動手段の確保
土な味趣	・市外、地域外への移動需要への対応(乗継改善)

	(1)おでかけワゴンの運用見直し
F5-4□ + - - - - - - - -	・予約乗合タクシーの増便や降車場所の増設の検討
取組方針	(2)三次・庄原方面への移動手段の確保の検討
	・路線バスと予約乗合タクシーの接続を考慮したダイヤを検討
	・路線バス(高野線)と予約乗合タクシーの接続を考慮したダイヤ見直し(R5.4.1~)
	⇒予約乗合タクシーと接続する路線バスのダイヤ(道の駅たかの8:45発→庄原駅
田中本日本十二日	9:52 着)の追加により庄原地域での通院・買物に利用可
取組状況 I	・廃止代替等バスの利用状況調査
	・予約乗合タクシーのダイヤ変更や降車場所の増設等に関する利用者アンケートの
	実施を予定

(7) 比和地域

ナルが開出	・郊外から比和中心部への移動手段の確保
主な課題	・地域外への移動需要への対応

	(1)市営バス、予約乗合タクシーの区域運行化の検討
F √□ + AI	・予約による不定期運行など、利用状況に合わせた運行形態の検討
取組方針	(2)庄原方面への接続改善
	・路線バスと市営バス、乗合タクシーの接続を考慮したダイヤを検討
	・市営バス・乗合タクシーの支所乗り入れによる利便性向上(R4.10.1~)
Ho 40 시스 20	・路線バス(高野線)と市営バスの接続を考慮したダイヤ見直し(R5.4.1~)
取組状況	⇒市営バス森脇線(中学校前8:59 着)、絞り・小和田南線(中学校前8:56 着)
	→路線バス高野線(R5.4.1 追加ダイヤ)比和バイパス 9:14 着に接続

(8) 総領地域

主な課題	・郊外から総領中心部への移動手段の確保
土は味趣	・地域外への移動需要への対応(乗継改善)

		(1)市営バスと自家用有償運送の見直し検討
	取組方針	・市営バス(町内便)と自家用有償運送の役割分担を検討
		・利用者の需要に応じた増車を検討
Ī	取組状況	・地域内の移動手段(買い物支援や交通)に関して、来年度、アンケートを実施予定

7. 新たな交通手段の検討・導入について

中山間地域に位置し、人口減少や高齢化が続くと予想される本市において、限られた地域資源で地域公共交通を確保するためには、利用者のニーズやデータを踏まえた上で、それぞれの交通機関の特性を活かした効率的・効果的な交通サービスを検討することが必要です。

本市の公共交通の課題解決に向けて、引き続き、各地域の既存の交通体系の見直しに取り組むとともに、デマンド交通(MaaS)や本市と同様の課題を抱える自治体の交通体系や先進事例を調査・研究し、交通事業者との連携による地域の輸送資源を活用した新たな交通手段の検討・導入に取り組みます。